

ひき逃げ事件に

あわれた被害者の方に

このパンフレットは、ひき逃げ事件に巻き込まれた被害者の方やご家族の方が直面する、精神的苦痛や経済的問題の解決に向けた手助けとなるように、種々の制度・手続き等についてお知らせするものです。



三重県警察

はじめに

ひき逃げ交通事故に巻き込まれることは、大変つらく悲しいことです。

本来、相手に対して行われる保障請求ができなかったり、精神的・経済的な不安など、深刻な問題に直面せざるを得ません。

しかし、こうした問題にたった一人で立ち向かわなければならないという訳ではありません。

警察では、色々な情報をお知らせし、今後どのようにすればよいのかを助言・援助する体制をとっております。

このパンフレットは、

捜査や裁判はどのように進み、犯人はどのように処罰されるのか。

被害者の方やご家族の方が利用できる援助・救済制度には、どのようなものがあるのか。

を紹介します。

ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく各窓口にお問い合わせください。

被害者の方やご家族の方に少しでもお力になれば幸いです。





目 次



刑事手続きの概要と被害者及びご家族の方へのお願い	1
1 刑事手続きの概要	1
2 被害者及びご家族の方へのお願い	1
民事上の損害賠償と警察の立場	4
自動車保険制度の概要	4
1 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）	4
2 任意保険	5
3 保険請求に必要な書類	5
自動車損害賠償保険事業の概要	5
援助・救済制度	6
1 福祉制度	6
2 税法上の救済制度	7
交通事故相談窓口	8
警察の相談窓口	8
各種相談窓口	9
1 三重県交通事故相談所	9
2 (財)三重県交通安全協会	10
三重県交通安全活動推進センター	
3 (財)日弁連交通事故相談センター	10
4 四日市自動車保険請求相談センター	11
5 農業協同組合連合会の交通相談所	11
交通事故証明	11
被害者連絡制度	12
担当捜査員・担当捜査員不在時の連絡先	13

刑事手続きの概要と被害者及びご家族の方へのお願い

1 刑事手続きの概要

犯人を処罰する手続きは、おおむね次の順序で行われます。

(1) 捜査

警察が、証拠を集めてひき逃げ犯人を捕まえ、事件を解決するための活動を捜査と言います。

犯人を捕まえると、警察では裁判にかける準備として、けんさつちよう 検察庁に事件を引き継ぎます。



(2) 起訴

警察から事件を引き継いだ検察庁では、犯人を裁判にかけるかどうかを判断します。

裁判にかける場合を起訴、裁判にかけない場合を不起訴と言います。

起訴には、次の2種類があります。

こうはんせいきゆう
「公判請求」

こうかい ほうてい
公開の法廷で裁判することを請求するもの。

りやくしきめいれいせいきゆう
「略式命令請求」

しょめんしんり
書面審理による裁判を請求するもの。

(3) 公判

公開の法廷で審理が行われ、判決が下されます。

裁判の様子を見たい方は、事件を担当する裁判所に公判が開かれる日などについてお問い合わせください。

以上が刑事手続き概要ですが、犯人が未成年の場合には手続きに違いがあります。

2 被害者及びご家族の方へのお願い

被害者の方やご家族の方（以下、「被害者の方など」と言います。）には、刑事手続きを進めていく上で、様々なお願いをすることがあります。

これは事件の真相を明らかにして、犯人を早く検挙し、厳しく処罰するために非常に重要なことばかりです。

是非ともご協力をお願いします。

具体的には、次のようなことがあります。

(1) 事故状況などのお尋ね

警察が捜査を始めますと、被害者の方などから詳しくお話をお伺いします。被害者の方などの中には、言いたくないこともあるかと思いますが、捜査を進めていく上で、重要なことばかりです。詳しいことが分かれば分かるほど、捜査もスムーズになり、早く犯人を検挙・処罰できることもありますので、ご協力をお願いいたします。



(2) 証拠品の提出

被害者の方が事故当時に着ていた服、持っていた物などを証拠品として提出していただくこともあります。

これらは「ぶつてきしょうこ物的証拠」として、裁判で非常に有力な証拠となります。



証拠として提出していただいた物は、必要がなくなった時点でお返しいたします。

また、必要がある場合でも仮にお返しすることができる場合もあります。

返してもらわない必要がないものは、申し出ていただければ、他人の目に触れないように処分いたします。



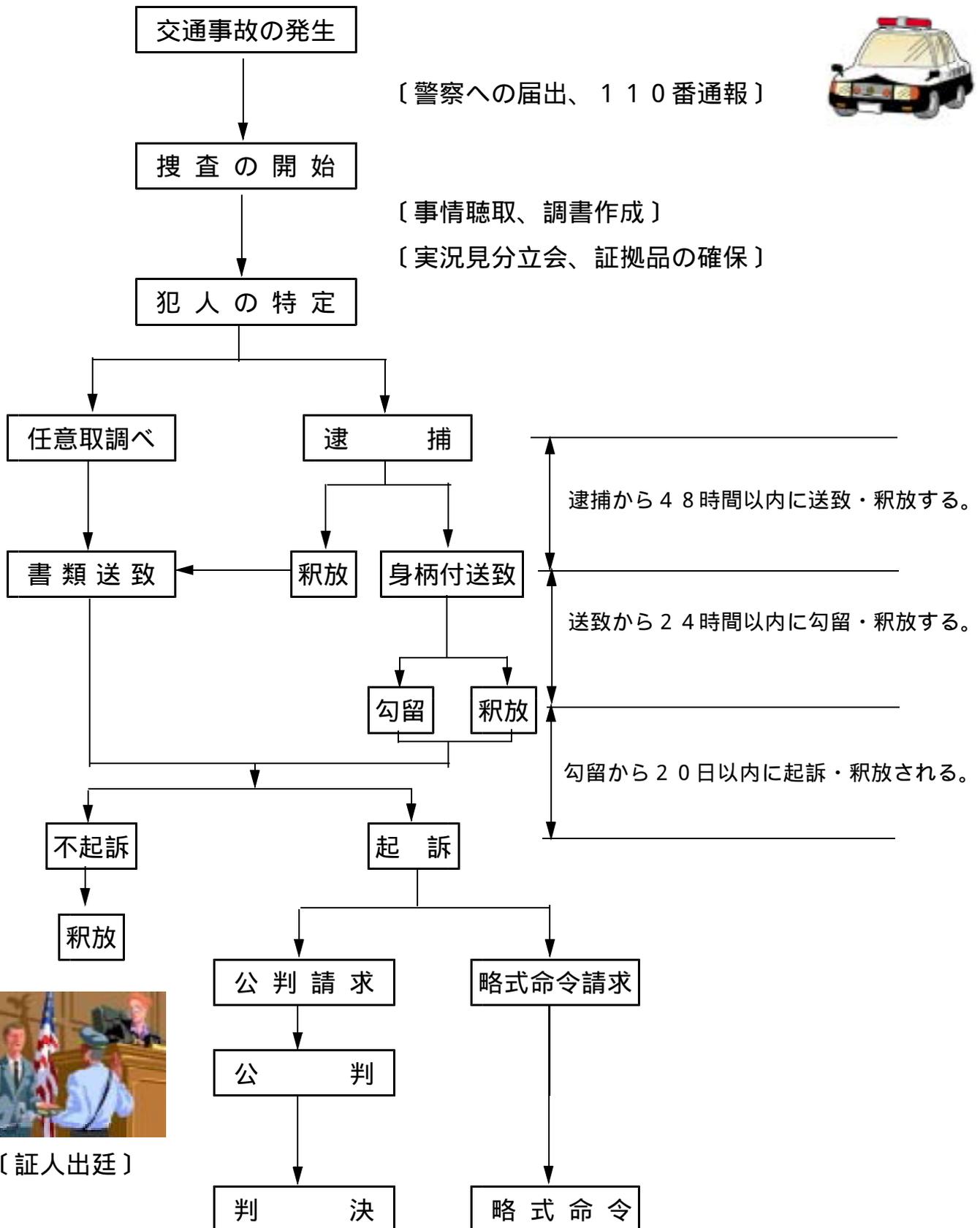
(3) 交通事故現場での立ち会い

被害者の方などには、交通事故現場に立ち会っていただくことがあります。

ある程度の時間がかかりますが、必要なことですので、ご協力をお願いいたします。



刑事手続きの流れ図



〔証人出廷〕

民事上の損害賠償と警察の立場

ひき逃げ事故で犯人がわかった場合、被害者の方などは、相手方に対して財産的損害、精神的損害の損害賠償の請求ができます。

(犯人がわからない場合でも保障が受けられます。詳しくは【自動車損害賠償保障事業の概要】を参考としてください。)

ただし、これは民事手続きに従って行われるものですので、警察は直接関与できません。

なお、交通事故に関する損害賠償請求については、【各種相談窓口】に記載されている各機関にお問い合わせください。

相談窓口



自動車保険制度の概要

自動車保険には、

- 自動車損害賠償責任保険 (自賠責保険)
- 自動車損害賠償責任共済 (自賠責共済)
- 任意保険

があります。

自賠責保険と自賠責共済については、内容が同じですから、以後は、自賠責保険について説明を進めます。

1 自動車損害賠償責任保険 (自賠責保険)

自賠責保険は、交通事故による被害者やその遺族を保護する目的で、自動車の所有者が加入を義務付けられている保険です。自賠責保険の支払い請求は、加害車両が加入している損害保険会社に対して加害者が行うほか、被害者側からも直接、損害賠償の請求を行うことができます。被害者一人当たりの法定の限度額は、

死亡した場合	3,000万円
けがをした場合	120万円



後遺障害がある場合 75万円～4,000万円

となっています。

また、被害者の方が経済的に困らないよう、正式に保険金が支払われるまでの間、
うちばらいきん かりわたしきん
内払金・仮渡金の制度があります。

請求の具体的な手続きについては、損害保険を取り扱う各保険会社等にお問い合わせ
してください。

2 任意保険

任意保険は、自賠責保険では補いきれない損害賠償を保障するものです。

保険金の請求は、自賠責保険と同様、相手方の保険会社などに対して、被害者側か
らも直接請求することができます。

請求の具体的な手続きについては、各保険会社にお問い合わせください。

3 保険金の請求に必要な書類

保険金の請求には、「交通事故証明書」「事故発生状況報告書」「診断書」などの書
類が必要になりますので、保険会社などにお問い合わせください。



自動車損害賠償保障事業の概要

死亡したり、けがをした交通事故でも、次のような場合は自賠責保険からの救済が受
けられない場合があります。

ひき逃げされ、相手が判明しない。

事故を起こした相手が自賠責保険に加入していない。

事故を起こした相手の車が盗難車で自賠責保険が使えない。

このような事故の場合、国が被害者の方に対し、損害を補う制度があります。補償金
の限度額は自賠責の場合と同様です。

補償金の請求は、損害保険会社で受け付けています。

必要な書類など、詳しいことは保険会社などにお問い合わせください。

なお、早急に補償金が必要な場合は、自動車事故対策センターが保障金の一部立替貸付事業を行っています。

詳しくは【^{えんじょ}援助・^{きゅうさい}救済制度】を参考にしてください。

援助・救済制度

交通事故被害者で生活に困窮している場合などには、次のような制度を利用することができます。



1 福祉制度

(1) 官公庁が行うもの

父親が死亡したため「母子家庭」となった場合、^{ふよう}児童扶養手当や母子福祉資金の貸付け (市役所、町村役場)

後遺障害の程度に応じた障害年金支給制度 (市役所、町村役場)

収入がなくなったり、少なくなったりしたため生活に困っている方に対しては、その程度に応じて、生活^{ふじょ}扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の保護を受けることができる生活保護制度 (市役所、町村役場)

などの各種の制度があります。

(2) 各種援助・救済機関が行うもの

独立行政法人 自動車事故対策機構三重支所

四日市市諏訪町4番5号 住友生命四日市ビル8階

(☎ 代) 0 5 9 - 3 5 0 - 5 1 8 8)

交通遺児や重度後遺障害者の子供への無利子貸付けを行っています。

貸付けは、中学校卒業までの交通遺児などで、生活保護を受けている方などが対象となります。

また、交通事故が原因となって寝たきり状態で治療、あるいは常に介護を必要とする方を抱える家族の方に対し、介護料が支給されます。(ただし、収入状況など一定の要件を満たす場合)

財団法人 交通遺児育成基金

東京都千代田区麹町 6 - 1 - 25 上智麹町ビル 6F

☎ 03 - 5212 - 4511
0120 - 16 - 3611

交通遺児が損害保険会社等から支払われる損害賠償金・保険金等の中から拠出金を交通遺児育成基金に払い込んで基金に加入すると、19歳に達するまで年齢に応じた育成給付金が3か月ごとにまとめて支給されます。

窓口 四日市市諏訪町 5 - 4

中央三井信託銀行四日市支店 財務相談課

☎ 059 - 351 - 1535

財団法人 交通遺児育英会

東京都千代田区平河町 2 - 6 - 1

(☎ 03 - 3556 - 0773)

交通遺児に奨学金しょうがくきんの貸付けを行っています。

貸付対象は、高校生、専門学校生、短大生、大学生、大学院生等です。

在学中の高校生、大学等の教職員に相談してください。



2 税法上の救済制度

交通事故により負傷して医療費を支払ったり、身体に障害を負ったりした方、配偶者と死別した方などには、所得税の減額が認められる制度があります。

詳細は、最寄りの税務署へ問い合わせください。

(1) 医療費控除こうじょ

治療のために支払った医療費を補うため、税金が減額されるものです。

(2) 障害者控除

障害者の方一人につき27万円（特別障害の場合は40万円）の控除額が認めら

れるものです。

(3) 寡婦（寡夫）控除

夫婦の一方が死亡した場合、原則として27万円の控除額が認められるものです。

交通事故相談窓口

交通事故に遭われた被害者やその遺族の方からの相談については、官公庁や公的機関、その他各種の機関が相談窓口を開設しています。

各機関の概要、所在地、連絡先、相談時間などは、次のとおりです。



(警察の相談窓口)

警察においても専門的な立場から相談に応じています。

本部交通指導課 交通捜査指導係	(代)059 - 222 - 0110 (内線 5134・5154)
事故の管轄警察署 交通課交通捜査係	担当捜査員のページを参考にしてください。
法律相談	弁護士が直面する様々な法律問題について助言を行います。
カウンセリング	臨床心理士が直接カウンセリングに当たります。

法律相談及びカウンセリングは予約が必要ですので、事前に連絡をお願いします。(予約受付：警察本部被害者対策室 (代)059 - 222 - 0110 内線2922)



(各種相談窓口)

1 三重県交通事故相談窓口

交通事故相談員が相談に応じているほか、法律的判断を要する相談内容については、弁護士相談の日を設定してます。

(常設相談)

津市栄町一丁目954番地

三重県民生活センター内

☎ 059 - 228 - 7350

月～金曜日 午前9時から午後4時まで

(受付は、午後3時半まで)



(巡回相談)

場 所	相 談 日	電 話
桑名市役所 (市民活動支援室)	原則 第1火曜日	0594 - 24 - 1188
鈴鹿市役所 (市民対話課)	" 第3月曜日	059 - 382 - 9004
松阪市役所 (安全防災課)	" 第1金曜日	0598 - 53 - 4062
伊勢市役所 (秘書広報課)	" 第2水曜日	0596 - 21 - 5515
尾鷲市役所 (市民サービス課)	" 第2木曜日	0597 - 23 - 8163
熊野市役所 (市民相談室)	" 第2金曜日	(代)0597 - 89 - 4111
名張市役所 (市民情報相談センター)	" 第3木曜日	0595 - 63 - 7416

開設時間：午前10時から12時及び午後1時から3時まで

尾鷲市については、午前11時から午後3時まで

熊野市については、午前9時から午後1時まで

(受付は、終了30分前まで)

県の事業ですので該当市の市民以外の方でも、ご利用いただけます。

2 (財)三重県交通安全協会 三重県交通安全活動推進センター

三重県交通安全協会が設置し、相談員が電話相談及び面接相談を実施しています。

(1) 電話相談

津市桜橋三丁目446-34

三重県警察交通管制センター内

☎ 059-223-1331、1333

月～金曜日（祝祭日を除く。）

午前9時から午後4時まで



(2) 面接相談

津市高茶屋四丁目48-8

三重中央自動車学校 交通事故相談室

☎ 059-234-2175

毎週木曜日

午前9時から午後4時まで

第3木曜日（祝祭日の場合は第4木曜日）

午後2時から午後4時まで

顧問弁護士による無料相談

3 (財)日弁連交通事故相談センター

日本弁護士連合会（日弁連）が設置した財団法人で、担当弁護士が法律的な相談に応じています。

なお、毎週金曜日で予約が必要で、相談日、相談時間はあらかじめ問い合わせが必要です。

津市中央3番23号

☎ 059-228-2232

電話相談は行っておりません。

4 四日市自動車保険請求相談センター

社団法人 日本損害保険協会が設置し、専門の相談員が自動車保険などについての内容や保険金請求手続きなどについての説明や相談に応じています。

四日市市諏訪栄町 1 - 1 2 朝日生命四日市ビル 7 階

☎ 0 5 9 3 - 5 3 - 5 9 4 6

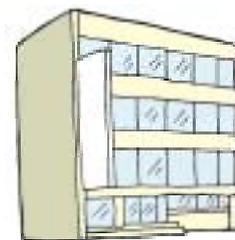
月～金曜日（祝祭日を除く。）

午前 9 時 0 0 分から午後 0 時

午後 1 時から午後 5 時 0 0 分

木曜日の午後 1 時から午後 4 時までは、弁護士の無料相談があります。

電話による予約が必要です。



5 農業協同組合連合会の交通相談所

全国共済農業協同組合連合会三重県本部（いわゆる J A 共済連三重）に設置されており、査定担当者や交通事故相談員が相談に応じています。なお、あらかじめ問い合わせてください。

津市栄町一丁目 9 6 0 番地 J A 三重ビル内

☎ 0 5 9 - 2 2 9 - 9 1 7 5

J A 共済契約者が対象となります。

交通事故証明

交通事故証明書とは、交通事故の発生の事実を証明する証明書の事です。

交通事故の発生地に関係なく、

自動車安全運転センター三重県事務所

津市垂水 2 5 6 6 番地

運転免許センター内 東ウイング 4 階



☎ 059 - 223 - 1231

月～金曜日（祝祭日を除く。）

午前8時30分から午後4時30分まで

で、申請に基づき交付されます。

申請用紙は、センターの事務所のほか、警察署、交番、駐在所等にも備え付けられています。

警察への事故の届出をされた方は、自動車安全運転センター三重県事務所へ直接又は郵便振替で申請してください。

郵便振替の場合、申請後、お手元に届くまでに約10日間を要します。

手数料は、1通につき600円が必要です。

被害者連絡制度

被害者の方などは、「犯人は誰なのか」「犯人の処罰はどうなっているのか」等については、大きな関心を持っておられると思います。

警察では、被害者の方などのこれらの関心に応えるため、被害者連絡制度を設け、必要な情報を提供することとしています。

ただし、犯人が少年の場合には、少年の処遇上、提供できる情報の内容が若干の違いがあります。

提供している情報

犯人の氏名・年齢等

事件の送致先検察庁

起訴、不起訴等の処分結果

起訴された裁判所

起訴後における処分結果

被害者連絡担当係



警察で被害者の方などへの情報提供を担当しているのは、当該交通事故の捜査を担当した警察官で「担当捜査員」と呼んでいます。

被害者の方などで、事件のことを思い出したくないなどの理由で、これらの情報提供を希望されない方は、担当捜査員にその旨を申し出てください。

担当捜査員・担当捜査員不在時の連絡先

担当捜査員の連絡先

警察署 交通(第二)課	
	係
階級	氏名
☎	(内線)

担当捜査員不在時の連絡先

警察署 交通(第二)課	
	係
階級	氏名
☎	(内線)

